

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について

国土交通省では、昨年を「生産性革命元年」と位置づけ、生産性革命プロジェクトである i-Construction の取り組みを進めているところあり、トップランナー施策の1つであるコンクリート工においても、生産性向上に向けた検討が進められているところである。

一方で、近年の耐震基準の見直しによる鉄筋量の増加により、スランプ値8cmのコンクリートを使用すると、締固めが困難になり生産性を高める上でネックとなるほか、コンクリートの充填不足による品質の低下が懸念されているところである。

このような状況から、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工性向上のため、平成29年3月に流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会で策定された「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」を基本とし、下記のとおり適切にスランプ値を設定するなど対応されたい。

なお、本通知文は平成29年7月1日以降に入札公告を開始するものから適用する。

記

- ・現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物※においては、スランプ値は12cmとすることを標準とし、特記仕様書に明記する。
- ・受注者からのスランプ値の変更協議については、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき、変更が必要と認められる場合は設計変更の対象とすること。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、共通仕様書等に記載のあるコンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。